

# ハラスメント疑惑調査特別委員会

## 調査報告書

令和8年2月27日

## 目 次

1 調査に至るまでの経緯概要、調査の趣旨	3
2 調査特別委員会の設置	3
3 委員会の開催状況	4
4 証人の出頭等	7
5 記録の提出	8
6 委員派遣	9
7 調査の内容及び委員会としての判断	9
8 当委員会からの提言	27
9 調査経費	29
10 その他	29

## 1 調査に至るまでの経緯概要、調査の趣旨

ハラスメント防止に関する社会的要請に応えるため、町は令和6年3月31日、西川町職員のハラスメント防止に関する要綱を策定した。

令和6年度、西川町議会は、町職員の一部が早期退職しはじめていることを認識した。これまでに生じたことのない事象であったため、西川町議会は問題視しはじめた。

佐藤光康議員は、町職員及び元職員などから、町長のパワーハラスメントについて相談をうけた。令和7年3月5日に開催された西川町議会定例会において、佐藤光康議員は、菅野大志町長がパワーハラスメント行為をしたのではないかという旨の一般質問をした。かかる一般質問を含む議会における議論状況を記録した動画は本来公開されるべきであるところ、菅野大志町長が西川町役場の職員に対して非公開の指示を下したため、動画が一時非公開となった。非公開にした理由について、菅野大志町長は、議長から非公開にするよう指示をうけたと説明したが、菅野大志町長が一般質問を世間に知らせないよう隠したのではないかと疑われた。

令和7年4月1日、その前日に退職した西川町役場の元職員が、山形地方法務局に人権救済を申し立てた。申立ての内容は、報道によれば、退職の意向を町に伝えていた同人に対し、菅野大志町長が「後任者が決まるまで事業を遂行することを誓う」旨の誓約書への署名を求めたところ、同人が署名を拒否したことから、菅野大志町長から上着の一部をつかまれて町長室に連れ込まれるなどのパワーハラスメント行為をされたというものである。

令和7年4月2日、菅野大志町長は記者会見を開き、事実関係を概ね認め、陳謝をした。

一連の事態の事実を究明するべく、地方自治法第100条に基づく強い調査権限により、行政事務の適正性及び、透明性の確保を目的として、令和7年4月25日、本委員会が設置されることとなった。

## 2 調査特別委員会の設置

### (1) 設置決議

ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議

令和7年4月25日、令和7年第2回臨時会において全会一致で可決

(2) 委員会名称及び構成

ア 名 称 ハラスメント疑惑調査特別委員会  
イ 定 数 8人  
ウ 委員長 佐藤 耕二  
エ 副委員長 大泉 奈美  
オ 委 員 古澤 俊一  
佐藤 光康  
佐藤 仁  
荒木 俊夫  
飯野 幹夫  
佐藤 大

(3) 調査事項

- ①町長及び職員のハラスメント疑惑に関する事項
- ②町長及び職員の不当要求疑惑に関する事項

(4) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限をハラスメント疑惑調査特別委員会に委任する。

(5) 調査期限

令和7年4月25日から調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。

3 委員会の開催状況

	日時・場所	件目
第1回	令和7年4月25日(金) 午前11時00分 西川町役場	1 委員長・副委員長の互選
第2回	令和7年5月14日(水) 午前9時30分 西川町役場	1 100条調査権の概要について

		2 委員会の運営及び今後の進め方について 3 その他
第3回	令和7年6月4日(水) 午前9時30分 西川町役場	1 100条調査権の概要について 2 委員会の運営について 3 弁護士の選任について 4 アンケートについて 5 その他
第4回	令和7年7月24日(木) 午前9時 西川町役場	1 弁護士の選任状況について 2 アンケートについて 3 その他
第5回	令和7年7月30日(水) 午前9時 西川町役場	1 アンケートについて 2 その他
第6回	令和7年8月1日(金) 午前9時 西川町役場	1 アンケートについて 2 その他
第7回	令和7年8月22日(金) 午前9時 西川町役場	1 アンケートの集約について 2 今後の進め方について 3 その他
第8回	令和7年9月19日(金) 午後2時00分 西川町役場	1 弁護士との打合せ 2 その他
第9回	令和7年9月20日(土) 午前9時30分 睦合公民館	1 証人尋問 2 その他
第10回	令和7年9月24日(水) 午後1時00分 睦合公民館	1 証人尋問 2 その他
第11回	令和7年10月10日(金) 午前9時30分	1 証人尋問 2 その他

	睦合公民館	
第12回	令和7年10月21日(火) 午後1時00分 西川町役場	1 証人尋問について 2 その他
第13回	令和7年10月27日(月) 午前9時00分 西川町役場	1 証人尋問について 2 その他
第14回	令和7年10月30日(木) 午前10時00分 西川町役場	1 証人尋問 2 その他
第15回	令和7年11月7日(金) 午後1時30分 西川町役場	1 証人尋問について 2 今後の進め方について 3 その他
第16回	令和7年11月11日(火) 午前11時45分 西川町役場	1 委員会に関する案件について 2 その他
第17回	令和7年11月17日(月) 午後5時30分 西川町役場	1 委員会に関する案件について 2 その他
第18回	令和7年11月25日(火) 午前10時30分 西川町役場	1 ハラスメント疑惑に関する調査について 2 その他
第19回	令和7年12月12日(金) 午前9時30分 西川町役場	1 ハラスメント疑惑に関する調査について 2 調査報告書(案)について 3 その他
第20回	令和8年1月13日(火) 午前9時00分 西川町役場	1 ハラスメント疑惑に関する調査について 2 調査報告書(案)について 3 その他
第21回	令和8年1月26日(月) 午前9時30分	1 ハラスメント疑惑に関する調査について

	西川町役場	2 調査報告書（案）について 3 その他
第22回	令和8年2月4日（水） 午前9時30分 西川町役場	1 ハラスメント疑惑に関する調査について 2 最終調査報告書（案）について 3 その他
第23回	令和8年2月12日（木） 午前9時30分 西川町役場	1 ハラスメント疑惑に関する調査について 2 最終調査報告書（案）について 3 その他

#### 4 証人の出頭等

氏名又は役職 (敬称略)	出頭を求めた日	証言を求めた事項
A証人	令和7年9月20日 (土)	菅野大志町長から受けた、身体的な攻撃、精神的な攻撃、その他パワーハラスメントと評価する行為などについて
B証人		
C証人		
D証人		
西川町議会議員 佐藤 光康		
E証人		
F証人	令和7年9月24日 (水)	
G証人		
H証人		
I証人		
J証人		
K証人	令和7年10月10日 (金)	
L証人		
M証人		
N証人		

○証人		
西川町長 菅野 大志	令和7年10月30日 (木)	西川町役場職員及び元職員並びに町民らが、菅野大志町長から受けたと申告した、身体的な攻撃、精神的な攻撃、過大な要求その他パワーハラスメントと評価しうる行為の有無及び態様並びに程度などについて

#### 5 記録の提出

提出を求めた日	提出を求めた記録	提出状況
令和7年10月27日 (月)	診断書	令和7年10月27日 (月)
令和7年10月27日 (月)	(1) 令和4年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付申請書の写し (2) 令和4年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付決定通知書の写し (3) 令和5年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付申請書の写し (4) 令和5年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付決定通知書の写し	令和7年10月29日 (水)
令和7年12月16日 (火)	(1) 菅野大志町長がした証言を裏付ける音声データを録音した録音媒体	令和7年12月25日 (木)

	<p>1 J証人に対する苦情を録音した媒体</p> <p>2 佐藤光康証人から送られてきたとする、菅野大志町長へ批判的な議員のやりとりを録音した媒体</p> <p>※媒体…USBメモリ、CD-R、その他適宜媒体</p> <p>(2) 同録音の反訳文</p> <p>(3) 同録音の録音年月日、録音場所、立証趣旨を記載した説明書</p>	
令和7年12月22日 (月)	(1) 令和4年度社会人枠職員採用に関する書類の写し(採用要綱、募集人数・応募人数・採用決定人数・採用までの経過がわかる資料)	令和8年1月13日 (火)
令和8年1月26日 (月)	(1) 元地域おこし協力隊のPについて、俳句大会に関する情報漏洩があったとすることに事実を証する書類の写し	令和8年2月2日(月)

## 6 委員派遣

なし

## 7 調査の内容及び委員会としての判断

### (1) 証人Bに対する身体的攻撃等について

#### ア 認定事実

証人Bは、メタウォーター株式会社と西川町が事業連携協定を締結する案件を担当していた。かかる案件について、証人Bが報告書を作成し、菅野大志町長の決裁を仰いだところ、報告書の内容に不満を抱いた菅野大志町長が証人Bを叱責する、机をたたいて不満の意を表現する、といったことがあった。

証人Bは、令和6年9月、退職の意向を示した。令和6年12月10日、菅野大志町長は、メタウォーター株式会社と西川町が共同して行うDAO共創事業という案件も担当していた証人Bが、かかる案件を完遂させるため、「私は、本事業の後継者決まるまで本事業を責任もって遂行することを誓い、約します（誤記と思われるが原文どおり）」と記載された手書きの誓約書を作成した。次いで、同日午後4時ごろ、菅野大志町長はこの誓約書を証人Bに見せ、この誓約書への署名を求めた。また、このとき、菅野大志町長は証人Bに対し、この誓約書に署名するまで町長室を出てはいけないと指示した。証人Bは、この誓約書を読んで署名すべきではないと考えた。しかしながら、証人Bは、この誓約書に署名するまで町長室を出てはいけないと指示されたため、この指示を守って町長室に居残り続けた。証人Bは、深く悩み町長室に残り続けていた。同日午後10時ごろ、見回りに来た町職員に促され、証人Bは帰宅した。

令和6年12月11日、証人Bはこの誓約書に署名しないと決意して出勤した。開庁時間となる午前8時30分ごろ、証人Bは、西川町役場総務課前にいた菅野大志町長に、この誓約書に署名しないと伝えた。菅野大志町長は、他の複数の職員が見ている前でその左手を証人Bが着用していた上着の一部に手をかけ、腕力を使い、また、自身の重心を町長室の方向に移動させて証人Bを町長室に引き込んだ。

町長室内には菅野大志町長と証人Bの二人のみが在室したところで、菅野大志町長は証人Bに話をした。話の内容は録音などされていないものの、菅野大志町長が証人Bを叱責したものと推測できる。

証人Bは、この出来事によって心理的負荷がかかり、心療内科に通院した。

#### イ 本委員会の判断

令和6年12月11日当時、証人Bは町職員であったことから、菅野大志町長は証人Bに対し、優越的な地位にあったといえる。

菅野大志町長が証人Bの衣類をつかみ、西川町役場内に所在する町長室に引き込んだ行為は身体的な攻撃にあたるものであり、菅野大志町長の業務上必要な行為とはいえない。

かかる行為は、治療を要さない程度の暴行による身体的攻撃と評価できる。また、かかる行為の前日、菅野大志町長が手書きして作成した誓約書への署名を強く求められ、深夜にわたるまで長時間悩んだ上で誓約書への署名を拒否した証人Bの疲弊した心理状況、及び、身体的攻撃の後に叱責したと推測できることをあわせ考えれば、かかる行為が証人Bにもたらした心理的負荷の程度は相当程度大きいということができ、職場環境を害した程度も相当程度大きいといえることができる。

そのため、かかる行為は証人Bに対するパワーハラスメントに該当する。

(2) 各種ミーティングと称した個別面談について

ア 認定事実

(ア) 概要

菅野大志町長は、西川町に勤務する各課長のうち、西川町役場本庁舎との間の物理的距離が離れている場所に勤務する課長4名（以下、「庁舎外課長」と表記する。）に対し、各種ミーティングと称した個別面談を反復継続して行った。菅野大志町長は、庁舎外課長との意思疎通を密にとる目的をもち、各種ミーティングと称した個別面談を行っていた。

(イ) ランチミーティングについて

ランチミーティングとは、昼食時間帯に、菅野大志町長と庁舎外課長と昼食をともにし、その際に個別面談を行うものである。

庁舎外課長のうち1名によれば、週1回輪番で実施されていた。

(ウ) サウナミーティングについて

サウナミーティングとは、サウナに入浴する習慣をもつ菅野大志町長が、庁舎外課長の勤務時間外に、庁舎外課長とともに、西川町内に所在するサウナに入浴し、その際に個別面談を行うものである。

庁舎外課長のうち1名はサウナミーティングをしたことはなかった。その他の庁舎外課長によれば、サウナミーティングはそれぞれ10回以上実施された。庁舎外課長のうち1名は、サウナミーティングをすることについて苦痛を感じた。他の1名は個別面談の場をもててよかったとの感想を抱いた。

(エ) ウォーキングミーティングについて

ウォーキングミーティングとは、庁舎外課長の勤務時間外に、菅野大志町長と庁舎外課長が、ともに西川町内を歩きながら、その際に個別面談を行うものである。

庁舎外課長のうち1名はウォーキングミーティングを3回実施した。ウォーキングミーティングを行った時間は決まっていないが、菅野大志町長の記憶によれば遅い時間は午後10時ないし午後11時にまで及んでおり、庁舎外課長のうち1名の記憶によれば午前0時30分ごろまで及んでいたという。庁舎外課長のうち1名はウォーキングミーティングをすることについて苦痛を感じており、他の1名は個別面談の場をもててよかったとの感想を抱いた。

イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、町職員である庁舎外課長に対し、優越的な地位にあるといえる。

菅野大志町長が、庁舎外課長と個別面談をすべき業務上の必要性があることは理解できるものの、庁舎外課長の勤務時間外に、特にウォーキングミーティングについては早くとも午後10時以降という深夜に実施されていたので、相当な範囲を超えたものと言わざるをえない。この点、庁舎外課長が真に同意していれば、異なる考慮をすべき可能性があるといえる。そして、菅野大志町長は、庁舎外課長のうちサウナを苦手とする課長とのサウナミーティングを実施しておらず、また、各種ミーティングと称した個別面談を拒否された場合、菅野大志町長は強制的にこれらを実施していないこと、庁舎外課長のうち1名から好意的な評価を含む感想を述べられている点は同意を推測させうる事情と言える。しかしながら、庁舎外課長全員から、各種ミーティングと称した個別面談の全てについて確認をとったとはいえず、庁舎外課

長のうち数名は各種ミーティングと称した個別面談の一部について苦痛を感じていたことからすれば、各種ミーティングについて庁舎外課長全員の同意はなく、相当な範囲を超えていたことにはかわりはない。

各種ミーティングと称した個別面談のうち一部について、庁舎外課長のうち2名は、苦痛を感じており退職の理由の一部につながったとも考えられることからすれば、庁舎外課長のうち数名の職場環境を害しているといえる。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

(3) 証人Aへの各要求について

ア 認定事実

菅野大志町長は、証人Aの誠実な人柄を評価しており、証人Aを昇進させようと考えていた。しかしながら、証人Aは家庭に時間を割きたいと考えていたことから、昇進を希望していなかった。

その後、菅野大志町長は、証人Aを課長会議に出席させた。証人Aは、課長会議に出席する役職ではなかったが、菅野大志町長は、詳細な説明ができると考えて、証人Aを課長会議に出席させた。そして、証人Aが課長会議において、本来課長が説明すべき事項について説明をした。証人Aは、自身の本来的業務を超えた業務を担わされることとなった。

また、菅野大志町長は、ワークライフバランスの観点から、町職員の残業時間を減らそうと考えていた。そして、菅野大志町長は、証人Aに対し、残業時間に関する各課との調整を図るよう指示した。この種の職務は本来的には総務課長の仕事であるが、総務課長ではない証人Aに直接指示がされた。指示の内容には具体的な数字が含まれていた。証人Aは各課との調整をはじめた。具体的な数字を聞いた町職員は残業時間の上限について月10時間という数値目標があると理解し、町職員の残業時間を数値目標内に抑えなければならない（また、数値目標を超える残業をした場合サービス残業にせねばならない）と理解した。そのため、証人Aは、菅野大志町長からの指示と町職員からの突き上げとの間で板挟みとなり、本来的な業務とは異なる業務によって、精神的な負担を感じていた。

証人Aは西川町の町外に居住しており、自動車通勤をしていた。菅野大志町長の居住地も同じだった。証人Aは菅野大志町長を自車に乗せて通勤することがあった。通勤時の車中において、菅野大志町長は証人Aに話をした。話の内容は、主に証人Aの仕事の話であり、細かいところまで指示をされた。証人Aは話を覚えきれず、録音を取るなどしていた。そのうち、証人Aは菅野大志町長とともに通勤することに精神的な苦痛を感じたため、口実をつけて同乗を断るようになった。

令和6年6月ごろ、証人Aは、心療内科の医師からうつ状態と診断された。証人Aは家族と相談し、令和7年3月をもって退職することとした。退職後、証人Aは、現在も通院を続けている。

#### イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、当時町職員であった証人Aに対し、優越的な地位にあるといえる。

証人Aは、課長会議における説明、残業時間の調整など、証人Aの役職からみて本来的業務ではない業務を担い続けていた。更に、菅野大志町長は、通勤中に証人Aに指示を出し続けていた。これらの各行為は過大な要求と評価でき、必要かつ相当な範囲を超えたものと評価できる。

証人Aは菅野大志町長から受けたこれらの行為により深く悩み、具体的に自死まで考えるようになったが、妻に強く止められた。証人Aは、心療内科に通い、うつ状態に罹患し、退職し、現在も治療を続けているため、証人Aの職場環境を害していることは明らかである。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

#### (4) 西川町役場駐車場において職員集会を開催し証人Dに説明をさせた行為

##### ア 認定事実

令和4年ごろ、西川町外から西川町に移住した者がいた。近隣住民とのトラブルがあったため、この者は西川町から転出した。

菅野大志町長は、町内の人口が1人増えると地方交付税の金額は50万円ほど増えると認識していた。そのころに前記移住者が転出した出来事をうけて、多くの町職員に対して町外からの移住者を大切にしよう認識してもらおうと考えた。その方法として、菅野大志町長は、町職員を広い場所に集め

で説明をしようと考えた。そして、菅野大志町長は、部下に指示をして、西川町役場駐車場に町職員を集めて職員集会を開催した。参加した町職員は七十数名に及んだ。

職員集会において、菅野大志町長は、証人Dに、町外に人口流出した理由について説明を求めた。証人Dは事の顛末を説明し、町外に人口流出した結果について謝罪をした。その後、菅野大志町長は、二度とこのようなことがないようにと皆に申し向けた。

職員集会に参加した町職員の一部は、この職員集会は証人Dのつるし上げをするためのものではないかと感じた。

#### イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、町職員である証人D及び町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。

菅野大志町長が、町内人口と地方交付税との関係を町職員に理解させたいと考えること自体に問題はない。しかしながら、町職員を七十数名集めて行われた職員集会の場において証人Dに説明を求めれば、証人Dは七十数名の職員の前で謝罪をさせられ、自尊心を傷つけると容易に想像がつくと考えられる。そのため、かかる行為自体その方法として相当な範囲を超えていると評価できる。この点、菅野大志町長は証人Dに謝罪を求めていると証言するが、菅野大志町長が、内心、証人Dに謝罪を求めようとしていたか否かによってかかる行為への評価は揺るがない。

かかる行為は、証人Dの職場環境を害することはもとより、他の町職員に対して、自身に同じようなことがあれば、同じように職員集会が開催されて多数の職員の前で謝罪せざるを得ない立場に追い込まれるという意識づけをしている。他の町職員の職場環境も害している。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

#### (5) オープンチャット及び業務用LINEなどの件

##### ア 認定事実

オープンチャットを開設される前までは、町民が区長や町内会長を通じて町に要望を伝える仕組みをとっていた。菅野大志町長は、町民に対して西川町が有している情報を発信するため、また、町政に対して町民が意見を発信

しやすくするためのツールとして、オープンチャットを開設した。かかるオープンチャットが開設された後は町民の要望が町に直接届くようになった。

ある時、倒木のため小月山橋に所在する看板が倒れたとの通報があった。通報に対する作業担当者などは決まっていなかった。菅野大志町長は、この事態に対応するため、職員の勤務時間外に、職員に対して、不意打ち的に即時対応を求めた。

また、菅野大志町長は、町職員に対し、翌営業日になった後に対応すればよいとの条件をつけないまま、夜間及び土日祝日に、複数の職員に対し、LINE及びチームズなどを用いて業務上の指示をした。指示を受けた職員の中には、菅野大志町長直々の指示であることから、勤務時間外に対応しなければならないように感じた者もいた。（なお、ハラスメント問題が顕在化した令和7年4月以降、これらの事態は改善されている。）菅野大志町長は、これらの指示を行うにあたり、例えば、水沢温泉館をリニューアルしようとしていたものの、リニューアルオープンの時期が予定よりも遅れそうになったとき強い言葉を使う、チームズやLINEに「アホ」という単語を用いて町職員を叱責するなど、職員が傷つくような行き過ぎた単語を用いたことがあった。この点につき、菅野大志町長は、自身の証人尋問の際、反省の言葉を述べている。

#### イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、当時町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。

菅野大志町長が業務上の指示を出すこと自体は必要であるものの、その指示が職員の勤務時間外になることは不相当と考えられる。また、菅野大志町長が業務上の指示を出すにあたり、「アホ」など、職員が傷つくような単語を用いる必要性は全くない。

要急的な対応をとる場合があったとはいえ、夜間及び土日祝日に、不意打ち的に業務上の指示を菅野大志町長直々に出すことにより、町職員は、勤務時間外も勤務をさせられると感じた。そのため、町職員は、休日も待機せねばならないと感じ、町職員の職場環境は害されていた。この点、菅野大志町長は、翌営業日になった後に対応すればよいとの条件をつけたことがあった

と弁明しているものの、その徹底がなされていないことから、かかる条件をつけたことをもって職場環境は害されないということとはできない。

また、「アホ」など、傷つくような単語を用いられた町職員が心理的負荷を感じたと容易に推測できる。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

(6) 地域おこし協力隊員に対する退職勧奨の件

ア 認定事実

地域おこし協力隊として西川町に赴任した者（以下、「P」と表記する。）がいた。Pは、町の活動に奔走し多忙であったため、休日が月に4日しかなかった。Pは、任期満了のため、令和6年3月末日をもって地域おこし協力隊を退任する予定であったものの、Pは任期満了後も西川町で働き続けたいとの意思を有していた。

当委員会が取得したPと菅野大志町長との間に取り交わされたLINEのトーク履歴によれば、令和6年2月10日、菅野大志町長は「面倒くさい案件になっているので、早めに火消しした方が良いと思い、連絡しました。」

「できれば対話の機会を頂ければと思います。できないのでしたら、私は、助けることができなくなるので!」「お話すれば、救うことができるかもしれませんので。」「無理であれば」「そのままです。明日で」などといったメッセージを送信し、令和6年2月11日、西川町役場に来るよう求めた。

令和6年2月11日、Pは西川町役場に行き、菅野大志町長と話をした。このときに同席した元つなぐ課課長がまとめた菅野大志町長とPとの論点によれば、菅野大志町長は、Pに対し、「月に4日しか休みがないとか、ともて（誤記と思われるが原文どおり）忙しいとLINEに書き込んだり、何名かの人たちにお話ししている」「上記のことは役所で働くものとして公言することは守秘義務に反する」などと虚偽の事実を申し向け、さらに、「2月中に退任されることにより議会の質問に対しても同人も町も傷つくことなく対応できる」「3月末まで残るのであれば、これまでPの忙しい、休みがないという過去の発言に対して、お話した方々に疑惑を払拭する行動を行って

欲しい」とPに申し向けて、同人の退職時期を1カ月早めるよう強く促した。その後、Pは、西川町外に転出した。

なお、漏洩の対象となる守秘すべき情報について、菅野大志町長は自身の証人尋問において、「俳句大会の際に収集された個人情報をも漏洩した」と弁明しているものの、LINEメッセージ上には、月4日しか休日がないという情報が漏洩の対象となる守秘すべき情報、としか読み取れず、その他、令和6年2月当時、「俳句大会の際に収集された個人情報をも漏洩した」という情報が漏洩の対象となる守秘すべき情報であったという文書はなかった。

#### イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、地域おこし協力隊であるPに対し、優越的な地位にあるといえる。

令和6年3月をもって退任する予定であったPに1カ月早い退任を求める必要性があったか否かは不明である。また、一般に、地域おこし協力隊の隊員は守秘義務を負っているものの、隊員自身の労働時間にかかる情報を守秘すべきものではないと考えられる。菅野大志町長は、守秘すべきではない情報を第三者に伝えたことを守秘義務違反と詐称し、Pに早期退職を強く促すことは、必要性も相当性もないと考えられる。

Pは、自身が守秘義務違反という法令上の義務違反をしていると誤解し、精神的負荷を感じた。そして、Pは、令和6年4月以降、西川町に勤めることができず、現在、西川町外に居住している。このことはPの職場環境を害したと評価できる。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

#### (7) 菊祭りの件

##### ア 認定事実

西川町においては、毎年秋に菊祭りが開催されている。西川町も、この菊祭り開催への支援を続けていた。従前、この支援を担当する部署は商工観光課であったものの、菊祭りは西川町への誘客ではなく芸術だと思われるため生涯学習課が担当すべきではないか、という菅野大志町長の意向を受け、生涯学習課が菊祭りへの支援を担当することとなった。生涯学習課の所掌事務

が増えることとなるが、生涯学習課の職員数は変わらず、他課からの人的な支援もなかった。

当時の生涯学習課長は、それまで行ってきた事務のほか、菊祭りへの支援をすることになり、とてもこなせないほどの業務を担うこととなった。そして、職員数が変わらず、他課からの人的な支援もない中、当時の生涯学習課長はこれらの業務を抱え込み、精神的に疲弊した。しかしながら、生涯学習課の職員数は変わらず、他課からの人的な支援もなかった。

精神的に疲弊した当時の生涯学習課長は、菊祭り開催の準備をしていたが、菅野大志町長の意向に沿わない点が二つあった。令和5年11月ごろ、菅野大志町長は、精神的に疲弊している当時の生涯学習課長を町長室に呼び出し、約2時間にわたりこれらの点について問い詰めた。入室後、約2時間後に町長室を退出した生涯学習課長の顔は青ざめていたという。次の日から、当時の生涯学習課長は出勤できなくなって休暇を取り始めた。当時の生涯学習課長は、精神科病院への通院をはじめた。現在も治療中である。

令和7年2月ごろ、同人から退職願が提出されたものの、菅野大志町長は退職を許さなかった。

#### イ 本委員会の判断

菅野大志町長は、当時町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。

菊祭りの担当課が移管した理由は、菊祭りの位置づけに関する菅野大志町長の抽象的な思いにとどまり、具体的な理由に基づくものではないと考えられる。そのため、生涯学習課長が過大な負担を負うことになってしまった。そのため、当時の生涯学習課長は精神的な疾患に罹患してしまった。

更に、菅野大志町長は、当時の生涯学習課長を約2時間という長時間にわたって叱責し、生涯学習課長に精神的な攻撃をしたといえる。そのため、当時の生涯学習課長は仕事ができなくなるほどの大きな精神的損害を被った。同人から退職願が提出された後も、菅野大志町長は同人を解放していない。

よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

#### (8) 後藤議員に対する言動について

##### ア 認定事実

西川町議会の本会議が行われているとき、町長も、本会議の様子を撮影することはできず、撮影するためには議長の許可を要する慣例がある。

令和5年12月10日、菅野大志町長は、西川町議会の本会議中、後藤町議が目をつぶっている（寝ていない）場面に際し、目をつぶっている後藤町議の顔を自身が使用するスマートフォンを使って撮影した。このとき、菅野議長の許可はなかった。

同日、菅野大志町長は、自ら撮影した後藤町議の顔写真を西川町のオープンチャットにアップロードし、「寝てる議員もおられますので、頑張ってほしいですね！」とのメッセージを添えた。同オープンチャットには、1,500人ほどが参加しており、町民も参加していた。

#### イ 本委員会の判断

一般に、町長と町議会議員との関係性は上命下達の関係にはなく、前記行為をもって直ちにパワーハラスメントと断ずることはできない。しかしながら、当委員会は、以下の理由により、これらの菅野大志町長の行為を違法行為と判断する。

まず、菅野議長の許可を得ずに、みだりに議場内の様子を写真撮影した菅野大志町長の行動はルールに反し順法精神を欠くものであると言わざるを得ない。

また、一般に、SNS上に、居眠りしていると思われる国会議員を撮影した写真をアップロードして、当該国会議員を非難する投稿が散見されるところ、議会中に寝ている議員の顔写真を公開することは、当該議員の評価を下げる行為と言える。ここで、後藤議員が目をつぶっている場面を撮影した顔写真をアップロードし、さらに、同議員が寝ている不真面目な議員であると誤解させるようなメッセージを添えることは、後藤議員が公人であるとしても、なお、後藤議員の名誉を棄損する行為と言わざるを得ない。

菅野大志町長によるこれらの違法行為の結果、後藤議員は議員を辞職した。また、後藤議員は精神疾患に罹患し、現在も通院中であることもあわせ考えれば、その写真とメッセージの投稿先が、町民が参加している同オープンチャットであることは、町民の支持に依って立つ町会議員の名誉を棄損し、その程度は甚だしいといえる。

(9) 佐藤光康議員に対する言動について

ア 認定事実

令和6年6月29日（土）、西川町内に散在する空き家の問題に際し、西川町議会議員7名及び町職員2名並びに空き家問題に関し西川町と協定を締結していた民間会社の社長と担当者らが、西川町本庁舎に集まり対話会をしていた。同日、菅野大志町長も町長室に在室していた。同日、町長室のドアは開放されていたという。

会議の話し声が町長室まで聞こえてきたところ、菅野大志町長の証言によれば、その話し声の内容は目的外の内容だったという。菅野大志町長は、「この会議やめ、なんでこんなことをするんだ」「議会には何回も説明しているだろう。なんでこういうことをいうのだ」などと大きい声で言いつつ、佐藤光康議員の面前に自らの顔を近づけた。佐藤光康議員が「菅野大志町長、パワハラですよ」とことわった上で、自ら使用するスマートフォンの録音ボタンを押したところ、氣勢を示したときの興奮が冷めやらぬ菅野大志町長は、録音を止めるよう求め、次いで、録音を止めた佐藤光康議員に対し、録音データを削除するよう求めた。さらに、菅野大志町長は、録音データを削除した佐藤光康議員に対し、執拗に、削除した録音データをさらに削除するよう求めた。

よくわからなかった佐藤光康議員は何もしなかったため、菅野大志町長は、佐藤光康議員が使用するスマートフォンを取り上げ、自ら操作しようとした。この執拗さに、佐藤光康議員は恐怖を感じた。

なお、菅野大志町長より、令和4年に開催された広報委員会の休憩中になされた西川町議員同士の会話内容を録音した録音データが提出された。菅野大志町長によれば、以前、佐藤光康議員からこの録音データをメール送信されたという。菅野大志町長は、佐藤光康議員は、録音データをみだりに他者に送信する者である。そのため、今回、菅野大志町長が佐藤光康議員に対し、録音データを削除するよう求めることに正当性がある、というために証拠を提出したと思われる。

しかしながら、菅野大志町長から提出された録音データの入手経路は、佐藤光康議員から送信されたものではないと考えられる。すなわち、令和4年

に開催された広報委員会の休憩中に佐藤光康議員が使用する携帯電話機を回覧していたところ、その場にいた誰かが携帯電話機の操作を誤り、菅野大志町長に電話がつながってしまったと考えられる。そして、菅野大志町長が使用する携帯電話機から、休憩中になされた西川町議員同士の会話内容が聞こえてきたと考えられる。この通話内容を菅野大志町長自身が録音したものであると考えられる。そのため、佐藤光康議員は録音データを他者に送信する者とはいえない。

したがって、前記菅野大志町長の証言は、裏付けのあるものとはいえない。

#### イ 本委員会の判断

一般に、町長と町議会議員との関係性は上命下達の関係にはなく、前記行為をもって直ちにパワーハラスメントと断ずることはできない。

しかしながら、当委員会は、空き家問題について協議をしていたという咎められるべきではない協議に対し、威力を示してかかる協議を妨害し、更に、執拗に録音データを削除させようとする行為は脅迫的と考える。そのため、かかる菅野大志町長の行為は違法行為であると判断する。

#### (10) 町民である J 証人に対する言動について

##### ア 認定事実

菅野大志町長は西川町に生まれ育ち、高等学校を卒業するまで西川町に居住していた。

菅野大志町長は、年末、西川町内に居住する職員の自宅及び西川町の区長の自宅などにあいさつ回りにいくことがあった。令和4年12月30日、菅野大志町長は、あいさつ回りしていたところ、同日、J証人の自宅に赴いた。2名の職員が菅野大志町長に同行した。なお、J証人は認定農業者であって町職員ではなく、区長でもなかった。

J証人の自宅にはJ証人の子がいた。同行した職員2人のうち1名は車内に待機し、もう1名はJ証人の自宅の玄関付近にいた。菅野大志町長はJ証人の玄関先でJ証人と話をした。

話の内容は、菅野大志町長によれば、J証人が事実と異なる話をしていた件についてであるという。J証人及び玄関先にいた職員によれば、話の内容

は、J証人が、菅野大志町長が卒業後の進路に関わる噂をしている件についてであるという。また、J証人によれば、菅野大志町長は「なんで20年も30年も前のことをヘラヘラ言っているんだ！」「(菅野大志町長自身のYシャツの左胸をさしながら)お前の喋っていたことはここに録音ある！」などと、語勢強く申し向けてきたという。J証人宅にいたJ証人の子は、菅野大志町長の話の聞き、メモに残していたという。なお、菅野大志町長の証言によれば、あると言ったはずの録音データはないとのことであった。

更に、J証人によれば、菅野大志町長は、J証人が申請した補助金を受給できないように、J証人が申請した補助金の申請書にハンコを捺印しない旨、申し向けられたという。

なお、玄関先にいた職員によれば補助金についての話を聞いた記憶はなく、かつ、西川町には、令和4年度及び令和5年度の2年間にわたり、J証人が補助金を本申請した記録は見当たらなかった。

L証人は、令和4年12月30日午後4時ごろ、J証人から電話があったという。電話をかけてきたJ証人は、取り乱しながら「町長来た」「町長と職員とが玄関に来た」「別の職員は外で待っていた」「町長が、人権侵害的なことを言ってきた」などと話をしたという。

#### イ 本委員会の判断

J証人は認定農業者であるため、就労環境が害される立場にはなく、菅野大志町長の話がパワーハラスメントに該当することはない。

しかしながら、西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はJ証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があると考えられる。

菅野大志町長は、J証人に対し、菅野大志町長自身が卒業後の進路についての情報をJ証人が噂していたと聞いたことから、J証人を詰問するために、年末のあいさつ回りとは関係しないJ証人の自宅を訪れたと考えられる。およそ町長は公人であるため、町長自身の学歴・職歴等は公の情報と位置付けられる。そのため、菅野大志町長自身の学歴・職歴等を噂すること自体は何ら問題がない。当委員会は噂の内容がどのようなものであり、また、その噂の内容の真実性を判断する立場にないが、当委員会は、菅野大志町長

が、何の予告もなく一町民の自宅を訪れ、語気強く一町民を叱責する行為は不適切なものとする。

また、令和4年度、J証人は補助金を本申請していないため、菅野大志町長が、J証人が申請した補助金についてJ証人に前記発言をしたか否かを判断することは容易ではないが、この点も含め、令和4年12月30日、菅野大志町長がJ証人に対してした発言について、当委員会は、菅野大志町長によるハラスメント類似の行為と判断する。

(11) 町民であるL証人に対する言動について

ア 認定事実

L証人は、西川町内において事業を営む事業者である。かかる事業は飲食店ではない。L証人はJ証人と関係性がある。

令和5年1月ごろ、体育協会の表彰式があり、多数の関係者が参加していた。それらの参加者の中に菅野大志町長及びL証人もいた。L証人が参加している姿をみかけた菅野大志町長は、交流センターあいべの事務室にL証人を呼んだ。

同事務室の中で、菅野大志町長は、L証人に対し、J証人が菅野大志町長の噂話をしていることを伝えた。この噂話は前記(10)において認定したものと同一の内容である。その上で、菅野大志町長は、L証人に対し、西川町内において流通する商品券を利用できる店舗について話し始めた。菅野大志町長によれば、過去に飲食店に限定した商品券を発行していたことがあると話したという。L証人によれば、菅野大志町長は、第三者から「商品券の利用店舗の中からL証人が営んでいる事業所を外すべきと話していた」と聞いたという。L証人は、この話を聞いて、菅野大志町長が自らの意向を第三者の話に仮託したと感じた。

これらの発言について、菅野大志町長は、証人尋問の場において、報復的な意思はなかったと証言している。

イ 本委員会の判断

西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はL証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があると考えられる。

菅野大志町長がL証人に話した内容は、それぞれの証言が完全に一致していないものの、商品券の利用店舗であったL証人が営む事業の事業所が、今後、商品券の利用店舗から外れるおそれを示唆した、という点において一致している。そして、かかるおそれが生じる理由は、L証人と関係性があるJ証人が噂話をしたという点にしか見出すことができず、そうであるならば、菅野大志町長が商品券の利用店舗を制限する権限があることもあわせれば、菅野大志町長の発言は事業を営むL証人に対する害悪の告知と当委員会では判断する。

(12) 町民であるK証人に対する言動について

ア 認定事実

菅野大志町長が当選した西川町長選挙の際、K証人は、菅野大志町長ではなく、その他の立候補者を支援していた。

令和5年1月31日、K証人の子は菅野大志町長が送信した電子メールを受信した。何の前触れもない。K証人によれば、電子メールに記載された内容は、K証人に関する苦情が西川町に複数届いているというものであったという。具体的な苦情の内容は明らかではない。なぜ一町民であるK証人の苦情が西川町に寄せられるのか、K証人には心当たりがなかった。しかしながら、苦情が寄せられているといった内容の電子メールを、直接町長から受信することのもつ意味は重い。そのため、同日の夜、K証人は、K証人の妻子から責められたという。同日の夜、K証人は眠れぬ夜を過ごしたという。

その翌日となる令和5年2月1日、西川町役場が開庁する時間となる午前8時30分ごろ、K証人は、西川町役場総務課に、K証人に対する苦情の有無及びその内容を確認した。同課は、K証人に関する苦情はないと回答した。

令和5年2月2日午前8時15分ごろ、K証人は、偶然、登庁途中の菅野大志町長と顔を合わせた。K証人によれば、このとき、K証人の顔をみた菅野大志町長の表情が急に陰しくなりはじめたという。そして、菅野大志町長は、「K証人の苦情が多いため西川町役場の職員が困っている」とK証人を叱責したという。K証人が菅野大志町長に、「苦情なんてないでしょう」という旨申し向けると、菅野大志町長は何も言わなくなったという。

## イ 本委員会の判断

西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はK証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があり、K証人の妻子も「まちの一番偉い人」と菅野大志町長を見ていると考えられる。

そのような立場にある菅野大志町長が、K証人の子に対し、K証人を非難する内容の電子メールを送信すれば、その真偽はともかく、K証人の妻子はK証人が不適切な行為をしたと認識する。無用な猜疑心をK証人の妻子に生じさせたおそれがある。その上でK証人の妻子がK証人を責めるのも自然である。さらに菅野大志町長は事実とは思われない苦情の存在をもとにK証人を叱責したことは不当といえよう。

当委員会は、これらの行為を不適切な行為であったと判断する。

### (13) 町民であるE証人に対する言動について

#### ア 認定事実

E証人は、西川町内において宿泊業を営んでいる。いわゆる新型コロナウイルス禍の影響を受けていた。令和5年1月ごろ、E証人は、取引のある金融機関から融資をうけようとしていた。また、町から支給される補助金を受給して、旅館の内装工事をしようとしていた。かかる補助金はE証人1名だけでは申請できず、5名が集まってはじめて申請できるものであった。

令和5年1月16日ごろ、E証人は西川町役場の庁舎に赴いた。同日午後5時ごろ、E証人は当時の総務課長補佐と話をし、用が済んだので西川町役場の階段を下りていたところ、菅野大志町長から呼び止められた。E証人の証言によれば、E証人は、その際、菅野大志町長から、「役場に、E証人についての苦情が5件届いている。録音している人がいる」「補助金をもらえないようにする」「私は金融庁出身だから裏から手をまわして融資を止めてやる。融資を止められたら困るでしょう。次やったら間違いなく止めるから覚えておけ。」などと言われた。E証人が苦情の内容を聞かせてくれと菅野大志町長に問うたところ、菅野大志町長は、「守秘義務があるから話せない。(胸をたたきながら)私の胸の中にある」「私が66% (菅野大志町長が当選した際に得た票の得票率と考えられる)の男だからすぐ情報が入る。」

「苦情対応のための職員の手が取られていたので損害が発生している。あなたに損害賠償を求めたい」などと話したという。E証人は身に覚えがなかったので西川町総務課に確認しに行ったところ、菅野大志町長が話したような事実はないとのことであった。

菅野大志町長は、E証人にかかる苦情が西川町役場に寄せられたことがあり、そのことについて話したという。一方、菅野大志町長は、E証人に対して、補助金をもらえなくするようにするといった内容、融資を止めるといった内容を話したことはないと言っている。

E証人の証言によれば、E証人は、融資が止められて補助金がもらえなくなるということについて恐怖を感じたという。

なお、融資は通常通り行われ、補助金申請手続も滞りなく行われた。

#### イ 本委員会の判断

E証人は公開の場における証人尋問に出席し、証言をした。

西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はE証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があるといえる。

ここで、菅野大志町長は、E証人に対して、前記のような発言をした可能性があるところ、仮にそのような可能性が現実のものであれば、E証人が自ら営む宿泊業の経営に関する経済的な不安を覚えたことは自然といえ、不適切な行為であった可能性がある判断する。

### 8 当委員会からの提言

7項において述べたように、菅野大志町長は、多くの町職員に対し、明確にパワーハラスメントと判断できるような行為を行っている。また、菅野大志町長は、西川町議会議員及び西川町民にも、名誉毀損などの違法行為、不適切な行為などを多数回行っている。また、当委員会が実施したハラスメント調査アンケートに対して、町職員110名・町会計年度職員71名・退職した町職員24名を合計した205名からの回答をいただいた。アンケートの回答の中には、菅野大志町長からの指示どおりの業務を行っても、指示を出した菅野大志町長が指示内容を忘れていたため、やり直しを要求されたという者、休日に業務命令ではない

任意のボランティア活動を求められ、拒否すると嫌味を言われたという者、菅野大志町長によるハラスメントの疑いが表面化した後に態度が変わったという者、きついものの言い方を繰り返すという者、「これは私の仕事じゃない、と言わない」との文字が背中側に印字されたポロシャツを着用させられているという者、その他、菅野大志町長からハラスメントを受けたという意見が33件寄せられた。そして、職場環境の改善を求める意見も多数寄せられた。

パワーハラスメントを受けた被害者の中には、退職した者、病気療養に専念する者、西川町を離れた者などがいる。これらの者は、それぞれが西川町に関われなくなっている。

一般に、パワーハラスメント及び違法行為を繰り返す者の中には一時的な感情に左右される者もみられる。アンガーマネジメントなどによって対処できよう。しかしながら、職員のワークライフバランスを軽視すると思われる行為、自身への批判的意見に対する報復と思われる行為、西川町議会からの追及をかわすための保身と思われる行為など、菅野大志町長がこれらの行為を行った理由はさまざまであるが、これらの行為を行った菅野大志町長は感情だけに左右されたとはいえない。また、これらの調査をした結果、菅野大志町長が事実と異なる言葉を発することも散見された。西川町議会において、ハラスメント相談を受けていないはずであるのに相談を受けたと答弁するように、菅野大志町長の職務にも影響していると考えられる。

これらの行為を行う原因は菅野大志町長個人の資質に求めざるをえない。

そして、菅野大志町長の資質に起因する各行為が、西川町の職員及び町民にもたらした被害は甚大であって看過することはできない。

菅野大志町長は自らの証人尋問の場において、一部反省の弁を述べる。しかしながら、当委員会は、まず、菅野大志町長が事実を認めていない事項については事実を認めて自省することを求める。そして、菅野大志町長が職務を継続する意向を有しているのであれば、菅野大志町長が自省し、反省の弁を述べるだけでは不足すると考えざるを得ない。

## 9 調査経費

ア 議決額 30万円以内（令和7年4月25日議決）

イ 補正後額 30万円（令和7年6月13日議決）

ウ 補正後額 228万5千円（令和7年9月18日議決）

エ 補正後額 450万4千円（令和7年12月9日議決）

オ 実績 (令和8年2月27日現在)

節	内容	金額
8節 旅費	・証人等費用弁償	4,126円
10節 需用費	・消耗品、印刷製本費	13,966円
11節 役務費	・郵便料、切手代	42,950円
12節 委託料	・法的助言者業務委託料 ・記録反訳委託料	2,283,779円
13節 使用料 及び賃借料	・駐車料金	200円
合計		2,345,041円

## 10 その他

- (1) 令和7年11月25日、飯野幹夫委員が辞任した。
- (2) 令和8年1月8日、古澤俊一委員が死亡退職した。
- (3) 調査を行った結果、西川町の課長級職員・課長補佐級職員・その他の職員がそれぞれ主体となって西川町職員に対してパワーハラスメントを行っている疑いが生じた。その数は11件であることを付記する。
- (4) 西川町は、いままで、退職者に対し守秘義務を守るべき内容の誓約書へ署名押印を求めたことはなかった。しかしながら、令和7年3月31日、西川町は、退職者に対し、守秘義務を守るべき内容の誓約書に署名押印を求めるようになった。令和7年3月ころは、西川町長が町職員及び元職員にハラスメントをした疑いが強くなっていったため、退職する町職員がハラスメントを受けたと言えないようにする目的があったと推測できる。

この誓約書を作ろうと考えた者が誰かという質問に対し、菅野大志町長は町職員と証言し、指示を受けた証人は菅野大志町長と証言している。両証人の証言が食い違っているため、付記する。